

生活困窮者等健全育成支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条に規定する生活困窮者又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条に規定する被保護者のうち、ひきこもり、不登校等となっている者(以下「支援対象者」という。)の健全育成、社会参加及び自立助成を図ることを目的とする。

(実施機関)

第2条 この事業は、非営利活動を行う団体その他市長が適当と認める者(以下「実施機関」という。)にその事業の実施を委託することができる。

(事業内容等)

第3条 この事業の内容は、支援対象者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 社会的居場所の確保又は提供を行うこと。
- (2) 教員等であった者のうち、ひきこもり、不登校等の問題に精通し、かつ、個別支援の経験が豊かなもの(以下「支援者」という。)による相談及びカウンセリングを行うこと。
- (3) 支援者による学習支援を行うこと。
- (4) 社会資源を活用した社会性の育成、就業体験、技能修得等の支援を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的に沿った指導、支援等を行うこと。

(個人情報の取扱い)

第4条 実施機関は、個人情報保護の重要性を認識し、この事業の実施に当たり知ることのできた他人の個人情報を漏らしてはならない。

(実施状況報告)

第5条 実施機関は、実施状況報告として、毎月10日までに前月分の支援記録を取りまとめたものを市長に提出しなければならない。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。